

長野市結婚応援ポータルサイト「ご縁ながの・ココカラ」イベント等  
情報掲載要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野市結婚応援ポータルサイト「ご縁ながの・ココカラ」(以下「サイト」という。)におけるイベント等の情報の掲載(以下「情報掲載」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載情報)

第2 サイトに掲載する情報は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 結婚を希望する者を対象とした男女の出会いの場を創出するイベントに関する情報
- (2) 結婚を希望する者を対象とした自己研鑽のためのセミナーに関する情報
- (3) 結婚を応援する者を対象とした結婚支援セミナー又はイベントに関する情報
- (4) その他市が結婚支援につながると認める事業に関する情報

(情報掲載団体の登録)

第3 情報掲載をすることができる者は、対象となるイベント等を開催する団体等(以下「情報掲載団体」という。)であって、事前に市の登録を受けたものとする。ただし、次のいずれかに該当する団体は登録することができない。

- (1) 暴力団(長野市暴力団排除条例(平成26年長野市条例第40号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。)と密接な関連を有すると市が認める団体
- (2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
- (3) 営利を目的として結婚相手紹介業を営む団体
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公序良俗に反すると市が認める団体

2 前項の規定による情報掲載団体の登録は、「ご縁ながの・ココカラ」イベント等情報掲載団体登録申請書(様式第1号)に誓約書(様式第2号)を添付し申請するものとする。

3 市は、前項の規定による申請を受けたときは、申請内容を審査し、情報掲載団体としてふさわしくないと認める場合を除き、登録し通知するものとする。

(情報掲載団体の登録の内容変更・廃止)

第4 情報掲載団体の登録内容を変更し、又は登録を廃止しようとするときは、「ご縁ながの・ココカラ」イベント等情報掲載団体登録変更・廃止届(様式第3号)により、市に届け出なければならない。

(情報掲載団体の取消し)

第5 次のいずれかに該当する場合は、市は情報掲載団体の登録の取消しができる。

- (1) 第4の規定による廃止の届け出があった場合
- (2) 誓約書に掲げる事項に反した場合又は誓約の内容が虚偽であることが判明した場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、社会的信用を損なう恐れがあること等不適切な

行為があったと認められる場合

(情報掲載の申請等)

第6 対象となるイベント等の情報掲載の申請は、「ご縁ながの・ココカラ」イベント等情報掲載申請書(様式第4号)によるものとする。

2 市は、前項の規定による申請を受けたときは、掲載がふさわしくないと認める場合を除き、申請内容に基づきイベント等の情報をサイトに掲載し、広く市民に周知するものとする。

(情報掲載内容の変更)

第7 情報掲載団体は、前項の申請内容に変更が生じたときは、「ご縁ながの・ココカラ」イベント等情報掲載内容変更届(様式第5号)により、市へ速やかに届け出なければならない。

(実施報告)

第8 情報掲載団体は、イベント等終了後、速やかに、「ご縁ながの・ココカラ」イベント等実施報告書(様式第6号)を提出するものとする。

(補則)

第9 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年7月18日から施行する。